

改正案

現行

附則	
1 （現行のとおり） （経過措置）	2 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号又は第八号に規定する工場又は指定作業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十八年十二月十日までは、改正後の条例別表第七 四の部（二）の款アの項の表及び同款イの項（ア）から（エ）までの表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。
3 から6まで （現行のとおり）	3 から6まで （現行のとおり）

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 （単位）一 リットルに つきミリゲ ラム）	金属鉱業 電気めつき業 下水道業（金属鉱業又は電気めつき業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考二において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される汚水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	五

附則	
1 （略） （経過措置）	2 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号又は第八号に規定する工場又は指定作業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十三年十二月十日までは、改正後の条例別表第七 四の部（二）の款アの項の表及び同款イの項（ア）から（エ）までの表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。
3 から6まで （略）	3 から6まで （略）

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 （単位）一 リットルに つきミリゲ ラム）	金属鉱業 無機顔料製造業 無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。） 表面処理鋼材製造業 非鉄金属第一次製錬・精製業 非鉄金属第二次製錬・精製業	五

附則別表

附則別表

備考
(現行のとおり)

備考
(略)

建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)
溶融めつき業
電気めつき業
下水道業(金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。))、溶融めつき業又は電気めつき業に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十一条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考二において「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される汚水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)